

国立大学法人信州大学工学部と独立行政法人水資源機構総合技術センターとの間における 包括的な連携推進に関する協定書

国立大学法人信州大学工学部（以下「甲」という。）と独立行政法人水資源機構総合技術センター（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携して、双方の資源を有効に活用し、社会資本整備など相互協力が可能な分野における連携を推進することにより、研究成果の普及・社会活用を促進するとともに、先端的な技術力かつ広い視野を有する研究者や高度技術者の育成に貢献することを目的とする。

（連携項目）

第2条 本協定に基づく連携項目は、次に掲げるとおりとする。

- （1）共同研究、委託研究等の実施並びにこれに伴う教員及び技術者の相互交流
- （2）甲の学生等（外国人留学生を含む。）に対する乙でのインターンシップ機会の付与
- （3）技術連携に基づく水資源開発施設の建設及び管理に係る技術の向上による社会への貢献
- （4）甲の研究動向等に関する甲の教員による乙への講義の実施、又は乙の技術的検討に関する乙の技術者による甲の教員、学生等への講義の実施
- （5）その他上記以外の学際横断的な甲の教員及び乙の技術者の交流

（委員会）

第3条 甲及び乙は、相互に密接な連携・協力を保ち、本協定の円滑かつ積極的な推進を図るため、具体的共同研究及び委託研究の実施に当たっては、必要に応じ双方の関係者による委員会を設置することができる。

2 委員会の構成及び運営について必要な事項は、双方の関係者が協議して定めるものとする。

（共同研究等の実施）

第4条 本協定に基づき、共同研究、委託研究等を実施する場合には、その都度、書面による契約を締結するものとする。

（調整）

第5条 本協定に基づく相互交流、インターンシップ、水資源開発施設の建設及び管理に係る技術の向上による社会への貢献、講義の実施等について必要な具体的事項については、その都度双方の関係者で連携し、調整するものとする。

（秘密の保持）

第6条 甲及び乙は、本協定の実施に伴い相手方より提供又は開示を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下合わせて「秘密情報」という。）について、第三者に提供、開示又は漏洩してはならない。ただし、次のいずれかに該当することを証明できる情報については、この限りではない。

- （1）提供又は開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
- （2）提供又は開示を受けた際、既に公知となっている情報
- （3）提供又は開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報

- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に取得した情報
- (5) 秘密情報によることなく独自に開発又は取得した情報
- (6) 書面により事前に相手方の同意を得た情報

2 甲及び乙は、秘密情報（前項ただし書きに掲げるものを除く。）につき、裁判所又は行政機関から法令に基づき開示を命じられた時は、次の各号の措置を講じることを条件に、当該裁判所又は行政機関に対し当該情報を開示することができる。

- (1) 開示する内容をあらかじめ相手方に通知すること。
- (2) 適法に開示を命じられた部分に限り開示すること。
- (3) 開示に際して、当該情報が秘密である旨を文書により明らかにすること。
- (4) 開示に際して、法令等の定めに従い当該情報の秘密を保持する手続きを取ることができる場合は、相手方と協議の上当該手続きを取ること。

3 甲及び乙は、秘密情報（第1項ただし書きに掲げるものを除く。）を本協定の目的以外に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。

(有効期限)

第7条 本協定は、本協定締結の日から3年間効力を有するものとする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両機関の合意により更新することができる。

(補則)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名のうえ、各1通を保管する。

令和3年2月1日

甲 長野県長野市若里4-17-1
国立大学法人信州大学
工学部長 天野良彦



乙 埼玉県さいたま市桜区大字神田936番地
独立行政法人水資源機構
総合技術センター所長 高橋陽一

